

# 入 札 説 明 書

独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター

この入札説明書は「乾物・小麦粉、調味料 はるさめ（緑豆） 外13件」の調達にかかる入札の執行及び契約の締結について、入札参加者及び契約締結者が留意すべき事項を定めたものであり、入札参加希望者は、次の事項を熟知のうえ入札書を提出されるようお願いします。

## 1. 経理責任者

独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター院長 高橋 浩士

## 2. 調達内容

### (1) 調達物品及び概算数量

別紙調達物品及び概算数量のとおり

### (2) 調達物品の特質等

上記の例示物品

### (3) 納入期間

自 令和8年 4月 1日

至 令和8年 9月30日 (6ヵ月間)

### (4) 納入場所

独立行政法人国立病院機構鳥取医療センターの指定する場所

### (5) 入札方法

入札金額については、購入物品のほか、納入に要する一切の費用を含めた額とすること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (6) 入札保証金及び契約保証金

免除する。

## 3. 競争参加資格

(1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約細則」という。）第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 契約細則第6条の規定に該当しない者であること。

(3) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のA、B、C又はDの等級に格付され、中国地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 契約細則第4条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。

(5) 反社会的勢力への対応に関する規程第5条に基づく契約の相手方が反社会的勢力でないことを確認する誓約書（別紙様式4）の誓約事項を承諾し、事前に承諾書を提出した者であること。

## 4. 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒689-0203 鳥取市三津876番地

独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター

企画課契約係 久保

電話 0857-59-0892 内線211

(2) 調達物品に関する問い合わせ先

〒689-0203 鳥取市三津876番地  
独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター  
栄養管理室長  
電話 0857-59-0892 内線255

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所にて交付する。

(4) 入札書の受領期限

令和8年 3月19日(木) 11時00分(郵送する場合は受領期限までに必着のこと)

(5) 入札書の提出方法

- ① 入札書は、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「乾物・小麦粉、調味料 はるさめ(緑豆) 外13件 入札書在中」と朱書しなければならない。

提出した入札書とエクセルファイルの単価等に相違がないよう、注意すること。

- ② 郵便(簡易書留に限る)により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和8年3月19日開札[乾物・小麦粉、調味料 はるさめ(緑豆) 外13件 入札書在中]の旨朱書きし、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書し、上記4の(1)あてに入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、上記①を除き、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

- ③ 入札者は、その提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることができない。

(6) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(7) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(8) 代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、会社名、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む)をしておくとともに、開札時までに委任状(様式別紙2)を提出しなければならない。

- ② 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(9) 開札の日時及び場所

令和8年 3月19日(木) 15時00分  
独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター A棟大会議室

(10) 開札

- ① 開札を円滑に実施するため、受領期限後に鳥取医療センター企画課にて集計を行う。

開札当日は、入札書を開封し集計データとの確認を行う。

開札結果については、実施した集計結果を伝える。

- ② 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

- ③ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。

- ④ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

- ⑤ 入札者又はその代理人は、経理責任者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

- ⑥ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

## 5. 入札書並びに委任状の記載方法について

- (1) 競争参加資格者（本店）が入札するとき  
委任状 必要なし  
入札書 別紙様式 1 を使用（氏名は競争参加資格者）
- (2) 競争参加資格者（本店）の社員等（代理人）が入札するとき  
委任状 別紙様式 3（競争参加資格者から社員等への委任）  
入札書 別紙様式 1 を使用（氏名は代理人）
- (3) 支店・営業所等の長（代理人）が入札するとき  
委任状 別紙様式 2（競争参加資格者から支店・営業所等の長への委任）  
入札書 別紙様式 1 を使用（氏名は代理人）
- (4) 支店・営業所等の社員等（復代理人）が入札するとき  
委任状 別紙様式 2（競争参加資格者から支店・営業所等の長への委任）  
別紙様式 3（支店・営業所等の長から社員等への委任）  
入札書 別紙様式 1 を使用（氏名は復代理人）

## 6. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札者に要求される事項  
この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本入札説明書 3 の競争参加資格を有することを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。  
入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 契約者の決定方法
  - ① 上記 4（3）に従い入札書を提出した入札者であって、上記 3 の競争参加資格の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が契約細則第 2 2 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、有効な入札を行った者を契約の交渉権者とし、契約価格を交渉により決定する。複数の場合、入札金額に従い交渉順位を付す。
  - ② 交渉権者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ交渉順位を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き交渉権者を決定するものとする。なお、交渉権者が次の各号に該当する場合は、直ちにその地位を喪失することとなり、その者との交渉は打ち切りとなる。
    - (ア) 他の交渉権者との交渉を妨害した場合。
    - (イ) 交渉の妨害、交渉手続きの遅延を目的として交渉権を得た場合。
    - (ウ) 他の交渉権者と連合した場合は関係交渉権者全員（連合が想定される場合は交渉の一時中断。契約後に連合したことが発覚した場合には、履行の記載部分を除き契約を無効とする。）
    - (エ) 交渉を拒否した場合。（「契約交渉者名簿」の記載・捺印拒否、「委任状」提出の拒否又は正当な理由なく交渉に出席しなかった場合を含む。）
    - (オ) 整然、平穏たる交渉を破った場合。
    - (カ) 通知した交渉日の翌営業日を超える順延、又は変更した交渉日の再順延を申し出た場合。（その目的が交渉妨害、契約事務遅延にあたる場合は（イ）に該当）
    - (キ) 交渉中に辞退を申し出た場合。
    - (ク) 当初入札額を下回る価格を提示しない場合で、その理由を説明できない場合。
    - (ケ) 交渉が膠着状態に陥ったと判断した場合。
    - (コ) 交渉開始日から 10 日以内に契約締結に至らなかった場合。
- (4) 契約書の作成
  - ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
  - ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に経理責任者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
  - ③ 上記②の場合において経理責任者が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。

- ④ 経理責任者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (5) 契約条項  
別紙契約書（案）に定めるところによる。
- (6) その他詳細規定
- ① 入札を行っても入札がないとき、又は再度入札を行っても交渉権者がいないとき、若しくは交渉権者が契約を結ばない場合は、次の各号に掲げるいずれかの措置がとられる。  
なお、契約を結ばない交渉権者については、損害賠償金の請求を受けるほか、資格審査の更新の制限が等が行われることがある。  
（ア）引き続き入札を行う。  
（イ）再度公告により改めて入札を行う。  
（ウ）随意契約の商議を行い、予定価格の制限内で商議が成立した相手方をもって随意契約の相手方とする。
- ② 競争参加者又は契約の相手方が本件調達に要した費用は、すべて当該競争参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

#### 7. 独立行政法人の契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取り組みを進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

#### 8. 2カ年連続して一者応札・応募となった案件の公表について

2カ年連続して一者応札・応募となった案件については、「「独立行政法人の契約状況の点検見直しについて」における改善状況のフォローアップについて」（平成24年9月7日総務省行政管理局長事務連絡）において、一件ごとに契約の概要や、一者応札・応募の改善に向けた取り組み内容を記載した個表を作成し、国立病院機構本部のホームページで公表するルールとなりました。

この個表は、一者応札となった場合には、契約業者名も含めて公表されることとなります。予め御了承の上、ご理解いただきますようお願いいたします。

##### (1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること  
※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

##### (2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
  - ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- ※ 契約締結時に別紙5を提出して下さい

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内